着ぐるみ「すいちゃん」取扱説明書

1．遵守事項

（1）貸出要綱及び本取扱説明書に規定する内容を遵守し、着ぐるみを適切に使用すること。
（2）着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
（3）申込書に記載のイベント等以外には、着ぐるみを使用しないこと。
（4）使用期間を遵守すること。
（5）火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
（6）雨天時には屋外で使用しないこと。
（7）その他、上下水道事業管理者が特に付した条件に従って使用すること。

2．貸し出し内容

（1）保管袋大
①頭部
②靴
（2）保管袋小
①手
②腕
③上半身
④下半身

3．着用方法（着脱の際には必ず 1 名以上が付き添ってください。）

（1）下半身のボディを着用します。
（2）くつを着用します。
（3）上半身のボディを着用し、背中のファスナーを閉めます。
（4）腕を着用し、腕同士を背中で固定します。
（5）頭部を着用し、ベルトで顔を固定します。
（6）手を着用し、腕と固定します。

4．着用時の注意事項

（1）素肌が直接触れないよう、長袖、長ズボン、靴下等を着用してください。
（2）裸眼かコンタクトとし、眼鏡を使用する場合は、バンドや曇り止めを使用してください。
（3）着用の際は、シートを敷くなどして、着ぐるみが直接地面に触れないようにしてください。
（4）着ぐるみの中は暑く汗ばむので、頭にタオルを巻いて着用されることをお勧めします。

5. 着用中の注意事項

（1）着ぐるみは視野が狭くなり、動きも制限されますので着用して行動する場合、必ず先導者をつけ一緒に行動してください。

（2）１回の装演時間は 30 分以内とし、無理な行動は慎んでください。

（3）行事が長時間に及ぶ場合は演者を複数体制とし、順次交替してください。

（4）準備運動はしっかりとしてください。

（5）人目に触れる場所での着ぐるみの着脱は行わないでください。

（6）声を発する、暴力的な行為をするなどキャラクターのイメージを損なう行動は厳禁です。

6. 着用後の注意事項

（1）着ぐるみ着用後は、風通しの良い場所で陰干しをしてください。

（2）着用後は消臭スプレー等を使用して、着ぐるみを清潔にしてください。

7. その他

（1）使用承認後、事情により承認を取り消すことがあります。

（2）使用後は「すいちゃん」が活動している写真を提供してください。

8. 問い合わせ・申請先

堺市上下水道局総務課
〒591-8505
堺市北区百舌鳥梅北町1-39-2
TEL：072-250-9108(直通)　FAX　：072-250-6600
E-MAIL：suiso@city.sakai.lg.jp